

WestlawJapan 法令あらまし

◎ 社会保障・税・災害対策分野等に利用するための番号を個人に割り当て、個人情報の保護に係る規定を整備、また、原則公開の番号を法人にも割当て

【法令名】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

【掲載官報】	平成 25 年 5 月 31 日 号外第 112 号 21 ページ
【法令番号】	平成 25 年 5 月 31 日 法律第 27 号
【管轄省庁】	内閣官房
【施行期日】	<p>公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行</p> <p>*1 第 1 章、第 24 条、第 65 条及び第 66 条並びに附則第 2 条並びに附則第 5 条及び第 6 条の規定 公布の日〔平成 25 年 5 月 31 日〕から施行</p> <p>*2 第 25 条、第 6 章第 1 節、第 54 条、第 6 章第 3 節、第 69 条、第 72 条及び第 76 条（第 69 条及び第 72 条に係る部分に限る。）並びに附則第 4 条の規定 平成 26 年 1 月 1 日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行</p> <p>*3 第 26 条、第 27 条、第 29 条第 1 項（行政機関個人情報保護法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第 31 条、第 6 章第 2 節（第 54 条を除く。）、第 73 条、第 74 条及び第 77 条（第 73 条及び第 74 条に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行</p> <p>*4 第 9 条から第 11 条まで、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 3 章、第 29 条第 1 項（行政機関個人情報保護法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第 3 項まで、第 30 条第 1 項（行政機関個人情報保護法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第 2 項（行政機関個人情報保護法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第 63 条（第 17 条第 1 項及び第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第 75 条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第 77 条（第 75 条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに別表第 1 の規定 公布の日から起算して 3 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行</p> <p>*5 第 19 条第 7 号、第 21 条から第 23 条まで並びに第 30 条第 1 項（行政機関個人情報保護法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第 2 項（行政機関個人情報保護法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第 4 項まで並びに別表第 2 の規定 公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行</p>
【法令のあらまし】	<p>1 目的</p> <p>この法律は、行政機関等が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並び</p>

に当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めること等を目的とする。(第1条関係)

2 個人番号

市町村長は、住民基本台帳法の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、その者の個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。(第7条関係)

3 利用範囲

別表第1の上欄に掲げる者は同表の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、地方公共団体の長その他の執行機関は福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものを処理するために必要な限度で、法令又は条例の規定によりこれらの者の事務処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出等の事務を行うものとされた者は当該事務を処理するために必要な限度で、それぞれ個人番号を利用することができる。(第9条関係)

4 個人番号利用事務実施者等の責務

個人番号利用事務等実施者（個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者をいう。以下同じ。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。(第12条関係)

5 提供の要求

個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができ、個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」）に対し機構保存本人確認情報の提供を求めすることができる。(第14条関係)

6 提供の求めの制限

何人も、9に該当して特定個人情報の提供を受けられることができる場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならな

い。(第15条関係)

7 本人確認の措置

個人番号利用事務等実施者は、5により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードをいう。以下同じ。）若しくは通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けると又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。(第16条関係)

8 個人番号カード

(一) 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付する。(第17条関係)

(二) 個人番号カードの利用

個人番号カードは、7による本人確認の措置において利用するほか、市町村の機関等が、条例又は政令で定めるところにより、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務又は特定の個人を識別して行う事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。(第18条関係)

9 特定個人情報の提供の制限

別表第2の第1欄に掲げる者（以下「情報照会者」）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（以下「情報提供者」）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき等の場合を除き、何人も、特定個人情報の提供をしてはならない。(第19条関係)

10 収集等の制限

何人も、9に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。(第20条関係)

11 情報提供ネットワークシステム

総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するとともに、情報照会者から9による特定個人情報の提供の求めがあったときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して

特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。(第21条関係)

12 特定個人情報の提供

情報提供者は、9により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて11による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。(第22条関係)

13 情報提供等の記録

情報照会者及び情報提供者は、9による特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならないとし、総務大臣は、当該事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。(第23条関係)

14 秘密の管理

総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（9による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。(第24条関係)

15 秘密保持義務

情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。(第25条関係)

16 特定個人情報保護評価

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数その他の事項を評価した結果を記載した評価書を公示し、広く国民の意見を求めるとともに、得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受け、承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表する。(第27条関係)

17 特定個人情報ファイルの作成の制限

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、9に該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合のうち法定されたときを除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。(第28条関係)</p> <p>18 行政機関個人情報保護法等の特例</p> <p>(一) 行政機関、独立行政法人等又は個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者が保有し、又は保有しようとする特定個人情報又は13の記録に関し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の規定の適用について、利用及び提供の制限、開示請求等に係る特例を定める。(第29条及び第30条関係)</p> <p>(二) 地方公共団体は、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等及びこの法律の規定により行政機関の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。</u>(第31条関係)</p> <p>19 特定個人情報保護委員会</p> <p>内閣総理大臣の所轄の下に、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務とする特定個人情報保護委員会を置くとし、同委員会の所掌事務、組織及び業務等に関し必要な事項を定める。(第36条～第57条関係)</p> <p>20 法人番号</p> <p>国税庁長官は、国の機関、地方公共団体及び会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人等に対して法人番号を指定し、これを当該法人等に通知する。(第58条関係)</p> <p>21 罰則</p> <p>個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者等であつて、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供した者に対する罰則等、この法律の規定に違反する行為を行った者等に対する所要の罰則を設ける。(第67条～第77条関係)</p>
【改正される法令】	なし